

<p>(7) 受託財産について(指摘事項)</p> <p>備品については、現物調査を行っていないのが実態であり、2件につき所在が不明であった。さらに、10万円未満のものについては、物品シール貼付による管理を行っていないため、受託財産であるのかそうでないのかが判別できない状況となっている上、保管場所が判る資料が作成されておらず、実際明確に認識されていないものもあった。</p>	<p>物品管理施行細則の見直しと同時に、備品管理PCソフトを導入し、備品入力作業を実施した。</p> <p>また、あわせて標示票の出力・貼付を行い、適正な備品管理を徹底した。</p>
<p>4 人事管理事務</p> <p>(1) 研究職を対象とした人事評価制度について(意見)</p> <p>人事考課表は、評価のための着眼点及び評価基準が定められているが、事務職、研究職共通のものとなっている。研究者等の職員の発明等への意欲を増進させる一方策として、研究職独自の評価のための着眼点等を設けることを検討する余地がある。</p>	<p>当事業団の人事考課表は、事業団職員の職種が29職種と多職種であり職種毎に独自のものを作成するのは困難なことから、どの職種でも対応できるように作成したものである。</p> <p>従って、考課者が被考課者の職種に応じた着眼点を持って、能力考課、成績考課等を評価するように心がけている。</p>
<p>(2) 任期付研究員等外部人材の活用について</p> <p>① 要綱と決裁規則の整合性について(意見)</p> <p>「決裁規則」において、施設の期限付任用職員等の任免に関する事項は、施設長の専決事項としているものを、要綱により、理事長が関与するものとしている。当該要綱が現状に即していないのであれば、条文の内容を見直すことが必要である。</p>	<p>決裁規則見直しにより、福祉のまちづくり工学研究所非常勤の研究員及び技師の雇用等の取扱いに関する要綱との整合を図った。</p>
<p>② 非常勤研究員の勤務対価について</p> <p>a 勤務条件の不備について(指摘事項)</p> <p>勤務条件が「原則週3日」となっているにもかかわらず、出勤簿上は明らかにその要件を満たしていない(年間出勤日数96日)ケースがあった。</p>	<p>原則週3日となっている企業派遣の非常勤研究員の出勤日については、過不足が生じないように企業と調整し割り振りするよう徹底を図った。</p>
<p>b 勤務対価の適否について(意見)</p> <p>現状では勤務内容、勤務時間等の労働条件にかかわらず、対価は一律160千円に決定されているのが実情であり、合理的なものとは言い難い。非常勤研究員の報酬等につき見直すことが必要である。</p>	<p>勤務内容、勤務時間、日数を同条件として月額単価を決定している。</p>
<p>③ 職員採用時の受験資格等の例示列举について(意見)</p> <p>受験資格等の「大学、企業及び試験研究機関に在籍(職)した実績のある博士課程修了者、又は同等の専門的な知識を有する研究実績が20年以上の者」の「同等の専門的な知識」について、明確な定義はない。例示列举等によりガイドラインのようなものを作成しておくことが望まれる。</p>	<p>応募時の提出書類で「研究業績一覧」及び「発表論文」等の研究成果を求めており、その内容で判断をしている。</p> <p>また、面接時において、研究実績、経験等と試験員の面接評価票をも含めて、十分審議して決定している。</p>

<p>5 原価管理事務</p> <p>(1) 研究課題別原価計算について(意見)</p> <p>研究開発事業は、すべての費用(人件費、直接経費、減価償却費等の間接費を含む)を把握する課題別原価計算を行うことが必要である。特に、占める割合の高い人件費については、研究テーマ毎に日報等による時間管理をすることが必要である。</p>	<p>従来から、直接的経費については原則として研究課題別に把握している。</p> <p>人件費の日報等による課題別把握については、同様の時間管理のしくみやノウハウを持たない県の機関が行うコストに対し、その結果をどのように活用していくのかといった効果が疑問であること、また一体となつて行う普及指導業務等との区分が容易ではないことから、拙速な導入を行うのではなく、現在、研究課題別人件費把握を行っていない独立行政法人や地方独立行政法人の試験研究機関の今後の動向も見据えつつ、将来に向けて検討していく。</p>
<p>(2) 製産品の個別原価計算について(意見)</p> <p>製産品収入についても、案件別の費用(材料費、人件費、直接経費、間接費を含む)を把握する個別原価計算を行うことが必要である。社会福祉法人としての会計処理上の要請からも必要である。</p>	<p>製産品の個別原価計算についても、直接経費については把握しているが、人件費、間接経費については、時間管理の仕組みや、他の業務との区分が容易ではないことから、将来に向けて検討していく。</p>
<p>全施設共通</p>	
<p>1 知的財産権に関する指摘事項及び意見のまとめ</p> <p>(1) 知的財産権に関する規程について(意見)</p> <p>知的財産の定義や知的財産権の範囲、審査及び管理に関する事項等について準拠すべき手続きを定めた規程がない。「兵庫県知的財産取扱指針」をベースにし、規程として整備しておくことが必要である。</p>	<p>知的財産権に関しては、職員の発明に関する規則、各機関発明審査会設置要綱、公有財産規則及びその運用に関する総務部長通知など、必要最低限の規程は整備されていると考えている。</p> <p>また、「兵庫県知的財産取扱指針」は県の各機関が知的財産に関して処理する場合に従うべき指針であつて、それ自体が規定的性質を持つものである。</p> <p>しかし、円滑な運営に必要な見直しは今後とも行っていく。</p>
<p>(2) 特許に係る経済計算について(意見)</p> <p>知的財産(審査不請求等としたものも含めて)ごとに対応する費用の把握がなされていない。知的財産についても経済性計算が必要であるという認識をもち、例えば、知的財産権を取得・維持する場合の意思決定の際には人件費も含め必要な費用の情報が提供できるようにしておくことが望まれる。</p>	<p>既に各機関における発明審査会においては、出願費用や審査費用、維持費用等を考慮のうえ、出願、審査請求、維持等の決定を行っている。当該発明等の開発に要した人件費や機械装置費等などについては、この目的のためだけに把握することは困難であるため、研究機関の業務全体のコスト計算の考え方を精査していく中での将来に向けての検討課題と考えている。</p>
<p>(3) 県単独所有の知的財産に係る実施料の算定について(意見)</p> <p>実施料の算定方法の一つの考え方として、該当する知的財産を保有するための年間維持費相当額等の支出額を収入により賄えない場合には、当該費用相当額を実施料収入とするという考え方を検討する余地がある。</p>	<p>通常実施に伴う実施料は、基本的に、受益に応じて算定することが一般的であり、知的財産の維持費用相当額を実施料とすることは現時点では考えていない。</p>

<p>(4) 共同出願人の名義変更手続きの実施について(指摘事項)</p> <p>発明審査会に諮る暇がなく早急に出願することが必要な時、一旦研究者個人名義で出願し、その後、審査会において職務発明及び県への権利の承継が認定されれば、共同出願人の名義を研究者個人から兵庫県へ変更する手続きをとる必要があるが、農林水産技術総合センターにおいて、この名義変更手続きの未完のものがあった。</p>	<p>平成19年6月に手続きを完了した。</p>
<p>(5) 特許権出願案件に係る譲渡の決定について(意見)</p> <p>健康環境科学研究センターにおいて、出願中の特許権を第三者に譲渡することについて、職務発明審査会の議事録において譲渡を選択した理由を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>議事録の記載については、譲渡を選択した理由を明確に記載することとした。</p>
<p>(6) 職務発明審査会について(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉のまちづくり工学研究所における職務発明審査会の議事録上の記載内容が、あまりに簡潔であり、議題との整合性がないものが見受けられた。事後に内容が十分把握できる議事録にしておくことが必要である。</li> <li>・ 同研究所の「職務発明審査会設置要綱」第7条において、審査会の運営に関して必要な事項は別に定めると記載されているので、明文化しておくことが必要である。</li> </ul>	<p>職務発明審査会を行う際には詳細な議事録を作成することを周知徹底した。</p> <p>また、審査会の運営に関して必要な事項については、「職務発明審査会設置要領」を制定した。</p>
<p>(7) 維持費用払込に係る期限管理について(意見)</p> <p>福祉のまちづくり工学研究所では、現在保有している特許権に係る維持費用は全て共同開発者の負担となっており、現状においては、維持費の払込に係る期限管理も行っていない状況であるが、自らが持分を有する特許権については、能動的に管理しておくことが必要である。</p>	<p>特許権に係る維持・管理に関して、出願をはじめとし、以降の維持費用等については共同研究者が全て負担しているが、各特許権の整理表の作成により必要な情報を管理していくよう改めた。</p>
<p>2 試験研究課題等の評価に関する指摘事項及び意見のまとめ</p> <p>(1) 経常研究・共同研究の評価について</p> <p>① 経常研究の内部評価の実施について(指摘事項)</p> <p>農林水産技術総合センターでは経常研究は内部評価においても事前評価、事後評価の対象としていない。「評価要領」では全ての試験研究課題につき評価を行うことになっており、合理性に乏しく評価不要と判断されるのであれば、内規においてその旨明記しておくことが必要である。</p>	<p>経常研究については、データ蓄積のために永年継続実施が必要な調査研究であることから、評価要領に定める内部評価の対象にはなじまないと理解しており、平成19年4月に「農林水産関係試験研究推進事務の進め方(取扱細則)」を改正し、総合センター内部での適切な評価体制を明確にするとともに、平成19年10月「農林水産部試験研究推進事務取扱要領」を農林水産部として制定し、適切なシステムを構築した。</p>

<p>② 書類持廻り審査について(指摘事項)</p> <p>工業技術センターでは、経常研究の事前評価(内部評価)及び企業との共同研究の事後評価(内部評価)は委員の書類持廻りで審査しており、「工業センター評価調整会議」では審議していない。この手続は内規に明記されていない。今後継続するのであれば、内規においてその旨明記しておくことが必要である。また、この書類持廻り審査においては、委員である所長、次長は審査に参加しておらず、規定に定められた運用が出来ていない。</p>	<p>経常研究および企業との共同研究の評価に関しては、「兵庫県立工業技術センター研究課題等評価の実施要領」に書類持廻り審査を明記する。</p> <p>また、書類持廻り審査のような簡易審査についても、委員全員から審査結果の確実な回収を行った。</p>
<p>(2) 追跡評価について</p> <p>① 追跡評価における外部評価について(意見)</p> <p>追跡評価は内部評価として限定的にしか実施されておらず、外部評価は実施されていない。重要な評価手続であるので具体的手続を定め実施することが必要である。</p>	<p>追跡評価については、平成13年度から運用している現在の評価システムによる事前評価、事後評価を受けた研究課題について、研究終了後数年が経過したものについて実施することとしている。</p> <p>具体的な評価実施に向けて、効果的かつ効率的な評価となるように、実施対象業務や実施方法等を検証するため平成19年度に試行的に追跡評価を実施した。</p>
<p>② 追跡評価における評価メンバーについて(意見)</p> <p>追跡評価の内部評価においても、試験研究機関単独で行うだけでは公正性が確保できない。追跡評価調書の作成に当たっても、第3者機関か又は試験研究機関、行政関係部署、生産団体、消費者団体等で構成される調査委員会で行うことが望ましい。</p>	<p>その結果を踏まえ、実施対象や実施時期の明確化や実施方法の改善を科学技術会議・評価委員会に諮った上で、平成20年度から本格実施していく。</p>
<p>③ 追跡評価に対する内部評価の実施について(指摘事項)</p> <p>工業技術センター以外では、追跡評価が実施されていない。重要な評価手続であるので、具体的な手続を定め実施することが必要である。</p>	
<p>④ 追跡評価対象の明確化について(指摘事項)</p> <p>工業技術センターにおいて、平成14年度終了した試験研究課題18件に対し、追跡評価(内部評価)件数は2件のみである。全て実施することが、実務上合理的でないのであれば、内規の見直しが必要である。</p>	
<p>(3) 普及指導業務の評価について</p> <p>① 普及指導業務の評価対象の明確化について(意見)</p> <p>生活科学研究所及び福祉のまちづくり工学研究所において、普及指導業務の内部評価は規定上実施することになっているが、ほとんど実施例がなく、評価洩れの有無につき疑問が残る。評価対象となる普及指導業務の定義を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>普及指導について、評価の効果とコストとの兼ね合いにより、小規模な業務はある程度の業務の集まりを一つの事業として評価することとしており、評価洩れはないものと考えているが、評価を受けない業務がないよう、今後とも検討していく。</p>

<p>② 普及指導事業調書等の作成について(意見)</p> <p>健康環境科学研究センターでは、普及指導業務の評価にあたり、事業調書及び評価シートは作成していない。これらを作成することが実務上合理性がないのであれば、内規でその旨定めておく必要がある。</p>	<p>事業調書及び評価シートを作成し、適正な評価を受けることとした。</p>
<p>③ 議事録の作成について(意見)</p> <p>普及指導業務の評価が実施された「工業技術センター評価調整会議」等の議事録が未作成である。作成しておくことが望ましい。</p>	<p>今後は、普及指導業務についても議事録を作成する。</p>
<p>④ 内部点検の実施について(指摘事項)</p> <p>健康環境科学研究センター、生活科学研究所及び福祉のまちづくり工学研究所において、規定により毎年度、普及指導業務の内部点検を行うことになっているが、これが実施されていない。</p>	<p>《健康環境科学研究センター》          今後は、県立試験研究機関の研究課題等の評価要領に従い、内部点検を実施する。          《生活科学研究所》          各種セミナー・講座や情報提供などの普及啓発事業については、定期的に幹部会議を開催し、進捗状況や事業の妥当性等を内部点検しており、また当研究所運営委員会における意見を参考に点検・見直しを行っているが、今後さらに適切な点検に努めていく。          《福祉のまちづくり工学研究所》          普及啓発業務の内部点検については、所内で毎年度、事業ごとに随時業務内容の見直しを行い、充実、変更等を行った上で実施しているが、記録を整理していなかったため、内部点検時の内容を整理のうえ、記録しておくよう周知徹底を図った。</p>
<p>⑤ 内部点検の検証について(意見)</p> <p>工業技術センターでは、毎年度内部点検を「研究課題等評価調整会議」で検証しておくことが必要であろう。</p>	<p>普及指導業務は、中期事業計画策定時の事前評価および事業終了後の事後評価で十分であると考えており、「研究課題等評価調整会議」で毎年度、進捗状況を検証する必要はないと考えている。          ただし、事業が途中で終了した場合には、事後報告を「研究課題等評価調整会議」で行い検証する。</p>
<p>(4) 試験分析業務の評価について</p> <p>① 試験分析事業調書等の作成について(指摘事項)</p> <p>健康環境科学研究センターでは、新規業務に係る試験分析業務の評価にあたり事業調書及び評価シートは未作成である。また現行業務の内部点検は未実施であり、実施すべきである。</p>	<p>試験分析事業調書及び評価シートを作成し、これに基づき内部点検を行った。</p>

<p>② 議事録の作成等について(意見)</p> <p>工業技術センターでは、試験分析業務の評価に係る「評価調整会議」、「評価専門委員会」の議事録は未作成のため、作成しておくことが望まれる。また、毎年度、進捗状況の内部点検は「評価調整会議」で検証しておくことが望まれる。更に、普及指導業務、試験分析業務の事前評価、事後評価は、毎年度評価の対象の有無を明確にしておくことが必要である。</p>	<p>今後は、試験分析業務についても議事録を作成する。</p> <p>中期事業計画策定時に、3年目に見直す項目を設定しているため、その時に検討することとしており、「研究課題等評価調整会議」で、毎年度評価する必要はないと考える。</p>
<p>(5) 外部評価について</p> <p>① 主要研究の定義の見直しについて(意見)</p> <p>試験研究課題の外部評価の付議件数が非常に少ない。外部評価に付議する主要研究は、年平均投入経費100～200万円以上のものと定義しているが、これに人件費が含まれないことから該当する研究が少なくなっている。主要研究の定義の見直しが必要である。</p>	<p>外部評価を受けるべきとされる主要研究については、①年平均投入経費が一定額以上のもの(産業労働部200万円、健康生活部・農林水産部100万円)、②年間投入人員が1人を超えるもの、③その他各機関において必要性、重要性等の観点から特に外部評価が必要と判断するもの、と3つの観点から定めている。</p> <p>各研究への投入経費のみの判断ではなく、投入人員や各機関における重要性等の観点からも判断していくことにより、主要研究の件数が少なくならないようにしている。</p>
<p>② 「実施細則」の遵守について(指摘事項)</p> <p>健康環境科学研究センターでは、外部評価に付議する主要研究は「実施細則」と異なる基準で選定されている。「実施細則」に準拠すべきである。</p>	<p>「県立試験研究機関の研究課題等の評価実施細則」に準拠し、外部評価に付議する主要研究については根拠を明確にして選定することとした。</p>
<p>③ 「評価シート」の作成について(指摘事項)</p> <p>福祉のまちづくり工学研究所では、試験研究課題の事後評価(外部評価)において「評価シート」が未作成である。現状では、委員に意見は求めているが、採点評価は未実施である。</p>	<p>「事後評価」について、「県立試験研究機関に係る評価システム」に準拠し、今後開催する外部評価委員会において、シートを作成し、採点評価を得ることとした。</p>
<p>(6) その他の事項について</p> <p>① 試験研究課題の選定の視点について(意見)</p> <p>工業技術センター及び農林水産技術総合センターでは、試験研究課題の選定にあたり、特定分野に偏っていないかどうかという視点で評価することが必要であり、評価項目に加えることが望ましい。</p>	<p>研究課題等業務の事前評価にあたり、研究員や機器など研究資源を活用するという観点では効率性の項目で評価することとなっている。</p> <p>しかし、特定分野の偏りがどうかを評価することは、一般的には継続業務や他の種類の業務(普及指導、試験分析)との兼ね合いもあり、単年度の評価項目として判断することは困難と考えている。</p> <p>業務の特定分野への偏りは、機関の運営に係る問題として、所内の人的資源の効果的配分の観点から対応すべきものと考えている。</p>

<p>② 効果の測定について(意見)</p> <p>試験研究課題の「効率性」の評価に関連し、各研究機関において各々研究内容に応じて効果の定量的測定方法を検討することが今後の課題である。</p>	<p>研究成果の定量化については、従来から検討しているが、研究の種類や目的によっても千差万別である研究成果をユーザーにどのように役に立ったかを測定することは非常に困難であるため、評価調書には必ずしも定量化にこだわらず分かりやすく記載することとなっている。</p> <p>研究成果の定量化については、研究評価システムを運用していく中で、できるものから順次取り組んでいきたいと考えており、今後とも検討していく。</p>
<p>③ 機関評価について(指摘事項)</p> <p>機関評価に関する「評価調書」「評価シート」は無く、適切な評価手続はとられていない。</p>	<p>第2期中期事業計画を策定するにあたり、第1期中期事業計画(計画期間:平成13~17年度)における各機関の計画への取り組みや業務(研究、試験分析、普及指導)について、現在の評価システムの内部・外部評価委員会を活用して機関評価と同様の視点で効果を検証しており、機関評価に代わるものと考えている。</p> <p>しかし、今回の指摘を踏まえ、第2期中期事業計画終了時(平成22年度)に明確な手続きによる機関評価を実施するため、評価調書や評価シートの様式を含めた実施要領を、科学技術会議・評価委員等の意見も踏まえて策定を進めている。</p>
<p>④ 試験研究の成果の評価について(意見)</p> <p>工業技術センター及び農林水産技術総合センターでは、試験研究の成果の有効性、効率性を評価するために必要な、効果の定量的な測定方法の検討が望まれる。</p>	<p>研究成果の定量化の方法については、従来から検討を重ねているが、研究の種類や目的によっても千差万別の研究成果をユーザーにどのように役に立ったかを測定することは非常に困難であるため、実現していない。</p> <p>しかし、成果の定量については研究評価システムを運用していく中で、できるものから順次取り組んでいきたいと考えており、今後とも検討していく。</p>
<p>⑤ 普及指導業務、試験分析業務の外部評価について(意見)</p> <p>普及指導業務、試験分析業務は内部評価のみ行うこととしているが、重要な業務については外部評価の対象とすべきである。</p>	<p>研究については、一般に実施期間が長く、その必要性や成果がわかりにくいいため、専門家による外部評価を実施する必要性が高い。</p> <p>一方、普及指導や試験分析は研究ほど外部評価の必要性はないため、本庁所管課長等を含めた内部評価として厳正に行うこととしている。</p> <p>ただし、評価システムについては、試験研究機関を取り巻く諸条件の変化に対応して見直していくこととしており、普及指導や試験分析業務の外部評価についても、今後の議論において必要に応じて検討していきたい。</p>
<p>⑥ 事後評価の評価洩れについて(指摘事項)</p> <p>工業技術センターでは、平成17年度の試験研究課題の事後評価(内部評価)において1件評価洩れがみられた。</p>	<p>当該研究は、平成18年度に事後評価(内部評価)を実施した。</p>

<p>⑦ 研究課題調書への記入洩れについて(指摘事項) 健康環境科学研究センターでは、研究課題の事前評価(内部評価)における研究課題調書へ投入予定経費、投入予定人員がほとんど記入されていない。記入徹底すべきである。</p>	<p>平成19年度から経費及び人員について記入を徹底した。</p>
<p>⑧ 中間評価の実施について(意見) 調査研究期間4年の研究課題についても、3年目で中間評価を行うことが望ましい。</p>	<p>研究期間の長短に関わらず、進捗状況は毎年度点検を行うこととしており、評価の効果とコストとの兼ね合いから、現時点では必ずしも研究期間4年間の研究について中間評価の必要性は考えていない。 ただし、評価システムについては、試験研究機関を取り巻く諸条件の変化に対応して見直していくこととしており、この点についても、今後の議論において必要に応じて検討していきたい。</p>
<p>⑨ 評価結果の文書化等について(指摘事項) 所長が調査研究課題の評価を行うことになっているが、健康環境科学研究センターでは、この評価結果は文書で残されていない。</p>	<p>調査研究課題進行管理規程を改訂し、所長の評価結果についても記入できるよう書式を改めた。</p>
<p>⑩ 採択された調査研究課題の中止に係る承認について(意見) 生活科学研究所では、事前評価で採択された調査研究課題を実施しないというケースについて、その後の「生活科学評価調整会議」で中止したことにつき承認を得ておくべきである。</p>	<p>採択されたが、その後より緊急性の高い研究課題が生じたために実施できなかった調査研究課題等については、平成18年度より評価調整会議で承認を得ることとしており、当該研究についても、平成19年1月に開催した評価調整会議において、その理由を説明し、承認を得た。</p>
<p>⑪ 採択基準の遵守について(意見) 生活科学研究所では、調査研究課題の事後評価(内部評価)において、100点満点で72点のもの3件を「達成」としていたが、採択基準では75点以上が合格となっているので「達成」と評価することが妥当であるのか疑念がある。</p>	<p>事後評価で72点の調査研究課題を達成としたのは、75点の基準から大きく逸脱していなかったためであるが、今後は基準を厳格に運用していくこととする。</p>
<p>⑫ 内規違反について(指摘事項) 福祉のまちづくり工学研究所では、研究課題の事前評価にあたり、平成17年度は内部評価の後に外部評価委員会が開催されており、この順序は内規に反しているが、県の規定には準拠している。内規が妥当性を欠くのであれば、改正すべきである。</p>	<p>県立試験研究機関の研究課題等の評価要領に準拠し、研究課題の内部評価の後に外部評価委員会の評価を受けるべく、「研究課題等評価調整会議設置要領」「企画運営委員会設置要領」を改正した。</p>



<p>⑬ 内部評価結果、外部評価結果の議事録記載について(指摘事項)</p> <p>福祉のまちづくり工学研究所では、研究課題事前評価(内部評価)の議事録には、採択される11件について明記がなく、採点結果が高くても採択されていないケースの理由の明記もない。</p> <p>また、外部評価委員会の議事録には、採択の11件につき各委員の意見は記載されているが評価結果は記載されていない。さらに「評価シート」は未作成である為、外部評価結果の採点状況は不明であった。</p>	<p>研究課題事前評価(内部評価)及び外部評価委員会については、以降の開催において、「評価シート」とともに審議内容、意見、決定事項等を議事録に明記することとした。</p>
<p>3 行政コスト計算書の試算</p> <p>(1) 行政コスト計算書作成について(意見)</p> <p>運営の効率性の判断、機関評価、他府県データと比較分析等に活用するため、各試験研究機関別に行政コスト計算書を作成することが望まれる。</p>	<p>各試験研究機関における活動の透明性を高めるとともに、コスト意識を醸成し、より効率的な運営に資するため、平成20年度より各機関の行政コスト計算書を作成する方向で準備を進めている。</p>
<p>4 第1期中期事業計画の検証から指摘された課題等に対する意見</p> <p>(1) 人員、人材不足に対する対応について(意見)</p> <p>県立試験研究機関として対応すべき業務内容を明確にし、長期的な視野に立って計画的にこれを実行するに必要な人材、人員を確保すべく計画を立てるといった考え方が必要である。</p>	<p>第2期中期事業計画において、各機関の基本方向の中でその役割を明確にし、果たすべき機能や業務の具体的内容を明らかにしている。</p> <p>試験研究機関の人員については、毎年度の研究課題等を踏まえながら、新たなニーズや幅広い普及指導業務への確に対応できるように、業務に応じた適正かつ効率的な人員配置を行うなど、毎年度必要な見直しを行っていくこととしている。</p>
<p>(2) 人材の育成・活性化について(意見)</p> <p>マネジメント、知的財産関係の各種研修の充実、企業、大学、独立行政法人等との人事交流の推進を図ると共に、任期付研究員制度の拡充、非常勤嘱託等外部の専門的な知識を有する人材を積極的に活用する工夫が必要である。</p>	<p>第2期中期事業計画において、各種研修の充実や企業、大学、独立行政法人等との人事交流の充実を図ることとしており、従来から実施している研修の充実や人事交流の充実に努めていく。</p> <p>また、任期付採用、非常勤嘱託など柔軟な任用形態による多様な外部人材の活用による活性化についても、第2期中期事業計画に基づき、平成18、19年度において所長(健康環境科学研究センター)や産学官連携担当顧問(農林水産技術総合センター)、顧問(工業技術センター)の設置など取組を進めており、今後ともその充実を図っていく。</p>
<p>(3) 地方独立行政法人化の検討について(意見)</p> <p>産業系試験研究機関の独立行政法人化について、国及び他府県の試験研究機関の成果の調査、県の独法化の利点欠点の見極め、有識者等の意見聴取を実施し、組織統合も含め、地方独立行政法人化を再検討することが必要である。</p>	<p>県立試験研究機関の独立行政法人化については、国の機関等と比べ、使命・役割、規模や体制が大きく異なることによる課題等も多いことから、地方独立行政法人制度のメリット、デメリットを見極め、また独法化された国の研究機関の評価・検証や既に地方独法化された3都県の状況も踏まえながら、各機関の移行の可否や法人化の利点を活かす運営形態のあり方の検討を進めている。</p>

<p>(4) ユーザーニーズに直結した技術の研究について(意見)</p> <p>研究成果をユーザーに迅速に普及するうえでの仕組み、体制に工夫が必要であると認識されていることは重要な課題である。</p> <p>工業技術センターでは企業ニーズ把握・集約会議に出てきたニーズについて、何らかの基準で分類、整理し、不採用理由も含めて整理しておくことが望まれる。</p>	<p>第2期中期事業計画において、ニーズ把握の情報チャンネルの充実・強化により、ユーザーニーズの的確な把握とそれを踏まえた課題の設定を行うこととしており、平成18、19年度においても技術相談・指導から得られた情報を研究課題の設定に活用する「ニーズ把握・集約会議」の開催頻度の増加（工業技術センター）、要望聴取団体の拡大（農林水産技術総合センター）、アンケートによるニーズ把握（健康環境科学研究センター、生活科学研究所）などの各種の取り組みを進めており、一層の充実を図っていく。</p> <p>また、工業技術センターにおいては、ニーズ把握・集約会議に出てきたニーズに対して不採用という基準はない。会議の中で、提案された企業等のニーズに対して、実現のために機器利用を通じた技術指導、依頼試験等の最適な方法の検討をしている。</p>
<p>(5) 予算の機動的・弾力的な運用の仕組みについて(意見)</p> <p>事業見直しに伴う予算の見直しだけでなく、機動的、弾力的な予算運用の仕組みを工夫する必要があり、早急に対処すべきである。</p>	<p>第2期中期事業計画において、国等の競争的資金など外部資金の積極的獲得に向けた取り組みや所長の裁量的予算の確保を掲げており、平成18年度から所長裁量予算の確保や文部科学省科学研究費補助金「学術研究機関」の指定を受けるなどの取組を進めており、今後とも、機動的、弾力的な予算運用について、制約の多い中ではあるが、工夫していきたい。</p>
<p>(6) 産学官連携ネットワークの強化について(意見)</p> <p>限られた資源を有効活用するために、産学官連携による共同研究に積極的に参画するとともに、大学、独立行政法人、民間の企業、研究機関等との連携ネットワークを一層強化することが重要である。</p>	<p>第2期中期事業計画において、産学官連携による共同研究や国等の研究プロジェクトへの積極的参画や大学、独立行政法人、民間の企業・研究機関、各種産業支援機関等との連携ネットワーク強化を掲げており、神戸大学との連携強化（工業技術センター、農林水産技術総合センター、健康環境科学研究センター）や近畿地域の公立試験研究機関等とのネットワーク強化（工業技術センター）、近畿2府7県の健康危機発生時の協力に関する協定締結（健康環境科学研究センター）など取組を進めており、今後とも充実に努めていく。</p>
<p>(7) 科学技術会議・評価委員会の評価対象となる試験研究課題の範囲拡大について(意見)</p> <p>部局横断的研究及び重要な政策と密接に関連する研究についての定義を明確にし、評価委員会における外部評価対象研究の範囲を広げることが望まれる。</p>	<p>科学技術会議・評価委員会は、研究課題等の評価制度を始め試験研究機関の運営のあり方を審議することを中心に開催しており、各機関で実施する研究課題等については、各機関の外部評価専門委員会適切に評価を受ける体制となっており、評価体制としては特に問題はないと考えている。</p>
<p>(8) 健康環境科学研究センターの一層の統合化推進について(意見)</p> <p>管理業務面はほとんど統合化されておらず、また、試験研究機器の有効利用という観点からも、庁舎そのものの一体化も含め、実質的な統合化を進めることが望まれる。</p>	<p>管理業務面については、兵庫庁舎（健康衛生関係）と須磨庁舎（環境関係）の業務分担が異なっており、全てを統合することは難しいが、業務の推進にあたっては統一的な方向性を持って行っていく。</p> <p>また、庁舎の一体化については、今後検討していく。</p>

<p>(9) 生活科学研究所における商品テスト情報の要否について(意見)</p> <p>全国レベルの商品テスト情報等を多大の費用をかけてホームページで検索できるようにすることにつき、その費用と効果を十分分析することが必要である。</p>	<p>国民生活センターのHPは国民生活センターが行った商品テストの情報を得ることはできるが、全国レベルのテスト情報を検索することはできない。県民が求める商品関連情報は、地域を超え多岐にわたるため、このニーズに応じていくには、全国レベルの商品関連情報を蓄積し、タイムリーに検索できる必要があるため、文献・論文等からもテスト情報の収集に努めているところである。</p> <p>商品テスト情報の提供については、今後も費用対効果等を勘案しながら、より良い手法で実施していくこととする。</p>
<p>5 第2期中期事業計画に対する意見</p> <p>(1) 具体的な計画について(意見)</p> <p>第1期中期事業計画の検証で人材、人員不足が顕在化しているところから、各機関ごとにその役割を果たすために必要な人材、人員の具体的な計画を示すことが必要である。</p> <p>国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業等との共同研究など外部資金の積極的な受入れにつき、数値目標を計画に織込むことが望まれる。</p> <p>設備、機器の修繕・更新計画、さらに事業費についても具体的に数値化した計画を作成すべきである。</p>	<p>県立試験研究機関に求められるニーズ、課題など取り巻く環境が大きく変化しているため、第2期中期事業計画では、各機関の基本方向の中でその役割を明確にし、果たすべき機能や業務の具体的な内容を明らかにしたうえで、</p> <p>① 組織、人員など業務執行体制について、効果的、効率的な運営体制・人員配置を一段と進めながら、環境変化に対応するため毎年度必要な見直しを行っていくこととしている。</p> <p>② 設備、機器や事業費についても、評価システムによる毎年度の研究課題等の評価結果を踏まえつつ、併せて緊急性等の見地から精査検討を行うことにより、所用の財源確保に努めるとともに、限られた予算の有効活用を図っていくこととしている。</p> <p>また、外部資金等の獲得について、全機関を同じように数値目標化することは、外部資金のメニューの現状や機関の性格などを考えると困難であると考えているが、可能な限りの数値目標を平成20年度に設定するよう検討を進めているところである。</p>
<p>(2) 5年後の県民にアピール出来るような具体的な達成目標を1, 2つぐらい記載が望まれる。(意見)</p>	<p>各機関ともあるべき姿や果たすべき機能を「基本方向」の項目として明確化し、業務の重点内容を「業務の具体的展開」としてまとめており、県立試験研究機関の取り組むべきミッションとその達成のための具体的な研究テーマ等の業務を明らかにした中期事業計画となっていると考えている。</p> <p>ただし、その打ち出し方などに検討すべき点も考えられることから、数値化した中期目標を平成20年度に設定するよう検討を進めているところである。</p>
<p>6 その他の意見</p> <p>(1) 年度事業計画の策定について(意見)</p> <p>個々に事業目標を数値化し、その目標の達成状況を検証しうるような年度事業計画を策定することが望まれる。</p>	<p>各機関とも毎年度、予算に基づく年間計画によって事業推進を行っており、地方独立行政法人における年度計画とは別のかたちで計画的な業務運営を進めている。数値化した事業目標に関しては、中期の事業目標について現在検討を進めているところであり、その延長にある検討課題と考えている。</p>

<p>(2) 県立試験研究機関の連携強化について(意見)</p> <p>限られた研究資源を最大限に活用するため、また研究の重複を避けるためにも、県立5試験研究機関で積極的に連携を図ることが必要である。</p>	<p>第2期中期事業計画において、県立試験研究機関間の分野横断的、部局横断的な共同研究の推進や各機関間の研究員の交流推進や機器の相互利用などの連携強化を図ることとしている。</p> <p>平成18、19年度においても、工業技術センターと農林水産技術総合センター間で共同研究を実施し、連携事業のための連絡会議を開催している。さらに、健康環境科学研究センターにおいても水産分野（カキ養殖）への研究協力など取組を進めており、今後とも充実に努めていく。</p>
<p>(3) 他府県の試験研究機関との連携強化について(意見)</p> <p>より一層広域的に公設の試験研究機関の役割分担を見直し、試験研究成果を共有するように積極的に働きかけることが望まれる。</p>	<p>第2期中期事業計画において、感染症対策等危機事例に迅速に対応するため、県内及び都道府県の枠組みを超えた公立の試験研究機関との協力体制を強化し、情報交換、施設・機器の相互利用など、広域的な視点にたった連携を推進することとしている。</p> <p>平成18、19年度においても、近畿地域の公設試験研究機関及び独立行政法人産業技術総合研究所の合同シーズ発表会の開催（工業技術センター）、近畿2府7県の健康危機発生時の協力に関する協定の締結（健康環境科学研究センター）や全国23試験研究機関が参加した第1回アスベスト研究会の主催（健康環境科学研究センター）など取り組みを進めており、今後とも充実に努めていく。</p>
<p>(4) 試験研究機関に関する情報開示について(意見)</p> <p>① 業務報告（年報）において、健康環境科学研究センターと同様に、予算額と決算額とを比較して開示すべきである。</p>	<p>他府県の例なども参考にしながら、今後、検討していく。</p>
<p>② ホームページにおいて、県民の支持・理解を得るために研究成果だけでなく、決算数値も開示することが望まれる。</p>	<p>他府県の例なども参考にしながら、今後、検討していく。</p>
<p>(5) 不要毒劇薬物の共同処分について(意見)</p> <p>不要の毒劇薬物が、予算の都合で廃棄されないうまま多く保管されており、これらを一箇所にまとめ、一括処分すれば相当コストも節減できると思われる。</p>	<p>《農林水産技術総合センター》 農林水産技術総合センター全体の不要な薬品を平成20年2月に一括処分した。</p> <p>《工業技術センター・健康環境科学研究センター》 他の施設と併せた一括処分方法等を含め、効率的な廃棄方法を検討している。</p>